

2025 年度版『民法教材』補足資料  
(令和 8 年 4 月 1 日以降の試験から対象となります。)

令和 6 年 5 月 17 日に成立し、同月 24 日に公布された「民法の一部を改正する法律」が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、民法教材に補足・修正が必要となっております。

■令和 8 年 4 月 1 日改正民法施行に伴う民法テキスト (01-MP26) の補足(重要なもののみ)

改正の内容	現 行	改正後
親の責務等に関する規定の新設(817 条の 12)	規定なし	「父母は、子の心身の健全な発達を図るため、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢及び発達の程度に配慮してその子を養育しなければならない。かつ、その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならない。」(817 条の 12 第 1 項)、「父母は、婚姻関係の有無にかかわらず、子に関する権利の行使又は義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない。」(同条 2 項) とする規定が新たに設けられた。

■令和 8 年 4 月 1 日改正民法施行に伴う民法テキスト (01-MP26) の修正箇所(重要なもののみ)

改正の内容	修正箇所	現 行	修正後
子の監護の費用(養育費)について先取特権を付与(306 条、308 条の 2)	P213	① 共益の費用、② 雇用関係、③ 葬式の費用、④ 日用品の供給によって生じた債権を有する者は、 <u>債務者の総財産</u> について先取特権を有する(306 条 1 号～4 号)。	① 共益の費用、② 雇用関係、③ 子の監護の費用、④ 葬式の費用、⑤ 日用品の供給によって生じた債権を有する者は、 <u>債務者の総財産</u> について先取特権を有する(306 条 1 号～5 号)。
	P214	(3) 葬式費用の先取特権 (4) 日用品供給の先取特権	(3) 葬式費用の先取特権 (4) 子の監護の費用(308 条の 2) (5) 日用品供給の先取特権
夫婦の契約取消権に関する規定(754 条)の削除	P561	(I) 契約取消権 夫婦間でした契約は、婚姻中、いつでも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる(754 条本文)。夫婦間における契約の履行を当事者の道義に委ねる趣旨である。もっとも、判例は、 <u>贈与契約の締結時において婚姻が実質的に破綻しているときは、754 条により夫婦間の契約を取り消すことは許されない</u> とする(最判昭 33.3.6)。ただし、この取消しによって、第三者の権利を害することはできない(同条但書)。目的物が第三者に売却されるなどしていた場合は、第三者を保護すべきだからである。	全文を削除
「強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき」(770 条 1 項 4 号)を離婚原因から削除	P564	④ 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき、	削除
財産分与の請求権の行使期間の延長(768 条 2 項但書)	P565	離婚の時から 2 年	離婚の時から 5 年
離婚後単独親権を見直し、離婚後共同親権の行使を可能とする制度を創設(819 条)	P566	父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、 <u>その一方</u> を親権者と定めなければならない(単独親権、819 条 1 項)。裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める(同条 2 項)。	父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、 <u>その双方又は一方</u> を親権者と定める(819 条 1 項)。裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の双方または一方を親権者と定める(同条 2 項)。

親権が子の利益のために行使されなければならないことの明確化(818条1項)	P580	成年に達しない子は、父母の親権に服する(818条1項)。	親権は、成年に達しない子について、その子の利益のために行使しなければならない(818条1項)。
父母が婚姻関係にない場合の親権者	P580	非嫡出子の親権者は、原則として母である。父が認知した子に対する親権は、父母の協議で父を親権者と定めたときに限り、父が行う(819条4項)。	父が認知した子の親権は、原則として母である。ただし、父母の協議で、父母の双方又は父を親権者と定めることができる(819条4項)。